平成２５年（フ）第２２９号
東京都立川市柏町１丁目12番地都営柏町アパート５棟203号
債務者　村田亜貴子（旧姓植村）
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２７６号
東京都福生市大字福生426番地１コーポニコー201号室
債務者　松川好美こと　金　　好美
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８６号
愛知県刈谷市銀座６丁目50番地
債務者　岡本　時征
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２２２号
横浜市金沢区富岡西３丁目20番20号　アーバンパレス富岡102
債務者　佐々木　透
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２２号
横浜市泉区中田南５丁目15番13号　比佐アパート201号
債務者　藤田　　実
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３４号
横浜市港南区笹下７丁目６番26号　リバーサイド201
債務者　黒田彌壽子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５１号
神奈川県大和市下鶴間10番地５　アウフォーレ202
債務者　藤原美十里
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７７号
横浜市栄区桂台西１丁目38番２号　ドエル伯耆Ｂ棟103号
債務者　吉田　範子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３９号
横浜市中区石川町３丁目109番地の10
債務者　石田　順一
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５０号
横浜市旭区東希望が丘147番地２　朝日プラザ502号
債務者　大野　祐也
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８２号
横浜市泉区上飯田町225番地の１
債務者　佐藤　基成（旧姓高谷）
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９１号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目７番12号　メゾンマリーナＥ棟115号
債務者　齋藤恵里子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０４号
横浜市鶴見区馬場６丁目６番８号
債務者　藤田　謹也
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０５号
横浜市鶴見区馬場６丁目６番８号
債務者　藤田まり子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０７号
横浜市保土ケ谷区天王町２丁目42番地の２
天王町団地２棟1020号
債務者　永野　勝弘
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第９９０号
大阪市北区大淀中５―14―１―705、住民票上の住所大阪市北区大淀中５丁目12番10―703号
破産者　本田　　泉（旧姓山崎）
1　主文　当裁判所が平成25年３月11日午後５時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「大阪市北区大淀中５―15―14―705、住民票上の住所大阪市北区大淀中５丁目12番10―703号」とあるのを「大阪市北区大淀中５―14―１―705、住民票上の住所大阪市北区大淀中５丁目12番10―703号」と更正する。
2　決定年月日　平成25年３月29日
大阪地方裁判所第６民事部